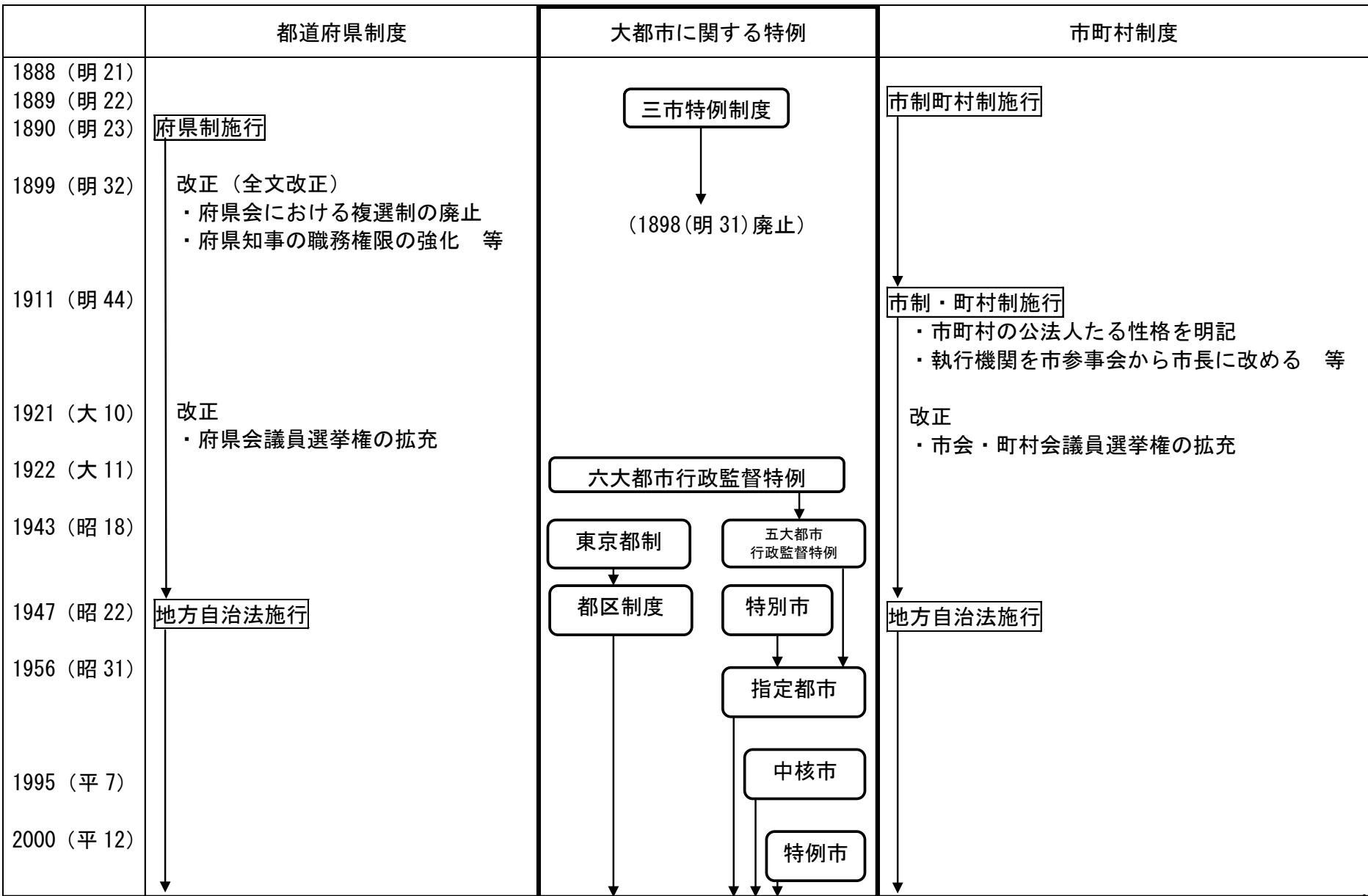
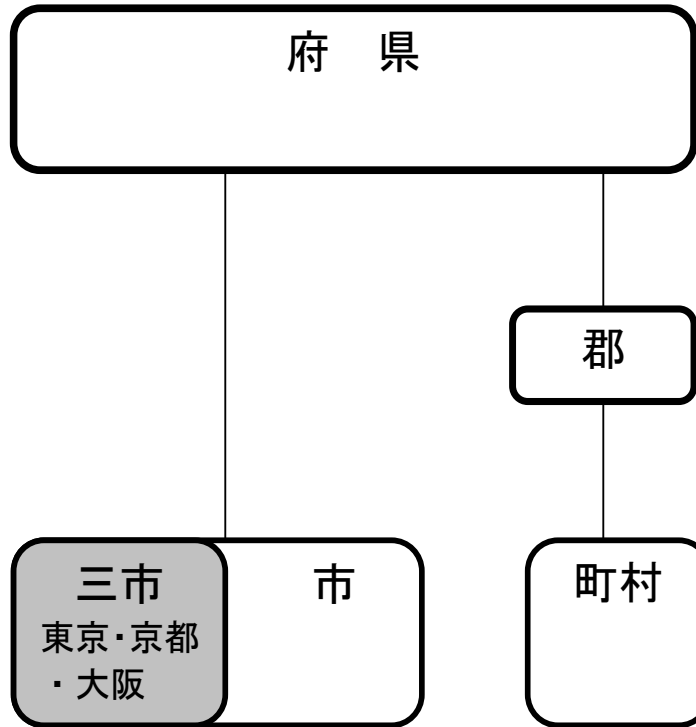


# (参考)大都市に関する制度の沿革



# 三市特例(1889(明治22)～1898(明治31))



## 三市特例の特徴

対象となる市	法律で3市を規定
府県との関係	府に包括される
特例の内容	<b>執行機関の特例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長・助役を置かず、その職務は府知事・書記官※が行う</li> <li>・ 収入役・書記その他の附属員も置かず、その職務は府庁の官吏が行う</li> <li>・ 市参事会は府知事・書記官及び府の名誉職参事会員※で構成する</li> </ul>

※「書記官」

- ・ 各府県に置かれる官吏（2名、部長を兼ねる）
- ・ 知事に事故あるときには上席書記官が知事の職務を代理

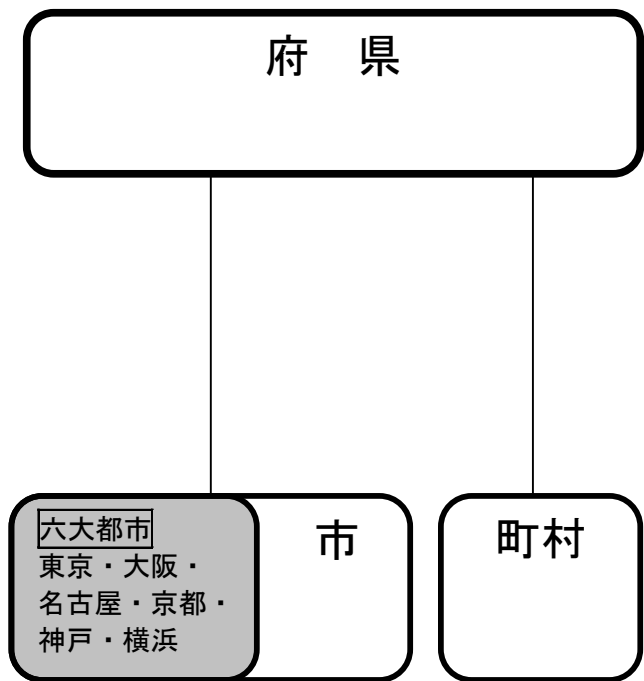
「名誉職参事会員」

- ・ 郡部議員、市部議員がそれぞれ4名ずつを互選

根拠法：「市制中東京市京都市大阪市ニ特例ヲ設クルノ件」

# 六大都市行政監督特例※(1922(大正11)～1956(昭和31))

※昭和18年より「五大都市」（東京市は廃止され、東京都に）



## 六大都市行政監督特例の特徴

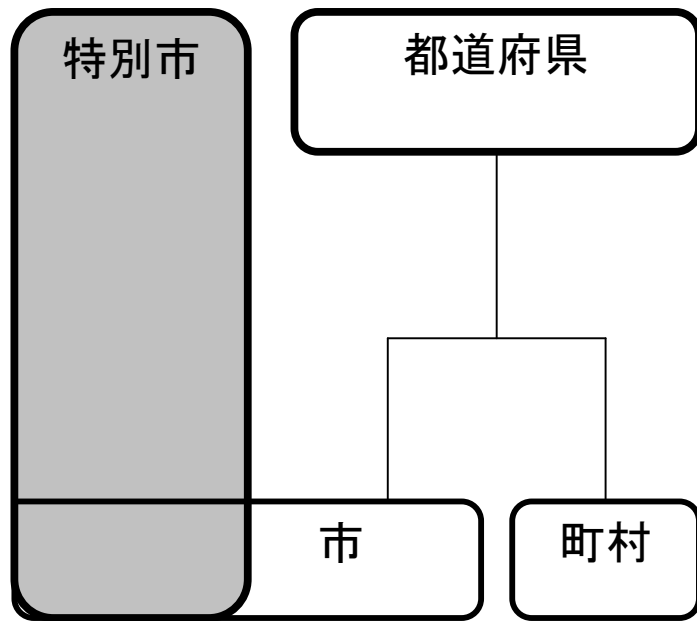
対象となる市	法律で6市（5市）を規定
府県との関係	府県に包括される
特例の内容	<b>監督の特例</b> ・市の公共事務（団体事務）と市又は市長に属する国の事務（委任事務）について、府県知事の許可・認可が不要とされる等の特例が設けられる

（参考）

- ・ 許可・認可等が不要とされるもの（例）
  - ・ 市役所の位置、区の名称、区役所の位置の制定・変更
  - ・ 議員・助役の定数
  - ・ 手数料・使用料の制定・変更
  - ・ 条例の廃止
  - ・ 不均一課税
  - ・ 選挙法、道路法、河川法、運河法、家畜市場法、電気事業法における市長の行為に対する知事の認可

根拠法：「六大都市行政監督ニ関スル法律」

# 特別市(1947(昭和22)～1956(昭和31))



根拠法：「地方自治法」(第264条)

## 特別市の特徴

対象となる市	人口50万以上の市で法律で指定するもの <sup>※1</sup>
都道府県との関係	都道府県の区域外
特例の内容	<b>法律の適用関係の特例</b> ・法律に特別の定め <sup>※2</sup> があるものを除くほか、都道府県に関する規定を適用  <b>組織の特例</b> ・区の設定 ・区は法人格を有しない ・区長は公選 ・区に議会は置かれない

※1 指定されることなく、制度は廃止(制度制定時には京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市の指定が見込まれていた)

※2 「特別の定め」

- ・議会の議員の定数に関する規定
- ・助役・収入役等の選任の方法、職務権限 など

# 指定都市・中核市・特例市

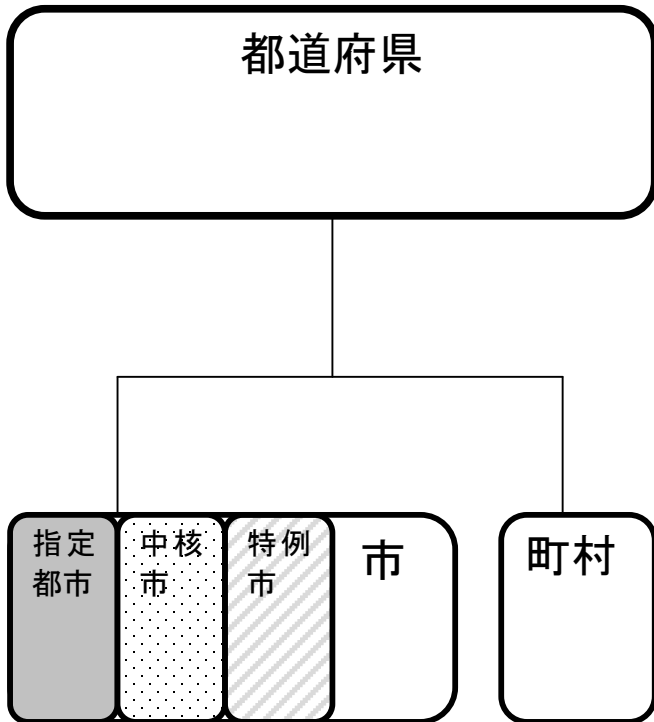
(1956(昭和31)～)

(1995(平成7)～)

(2000(平成12)～)

都道府県

## 指定都市の特徴



対象となる市	人口 50 万以上の市のうちから政令で指定
都道府県との関係	都道府県に包括される
特例の内容	<p><b>事務配分の特例</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 都道府県が処理する事務のうち、</li><li>・ 民生行政に関する事務</li><li>・ 保健衛生行政に関する事務</li><li>・ 都市計画に関する事務</li></ul> などの一部を指定都市が処理
	<p><b>関与の特例</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与の必要をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとされる</li></ul>
	<p><b>組織の特例</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 区の設定等</li></ul>
	<p><b>財政上の特例</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大都市の特別の行政需要を考慮</li><li>・ 普通交付税の態容補正</li><li>・ 地方譲与税等の割増</li><li>・ 宝くじの発行が可能 など</li></ul>

根拠法：「地方自治法」(第 2 5 2 条の 1 9)

## 中核市の特徴

対象となる市	人口 30 万以上の市の申請に基づき政令で指定※
都道府県との関係	都道府県に包括される
特例の内容	<p><b>事務配分の特例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定都市が処理する事務のうち都道府県が一体的に処理することがより効率的な事務などを除き、中核市が処理（除外される事務）</li> <li>・ 道路法に関する事務</li> <li>・ 児童相談所の設置 など</li> </ul> <p><b>関与の特例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として関与の特例はない</li> </ul> <p>ただし、福祉に関する事務については指定都市と同様の特例あり</p> <p><b>財政上の特例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通交付税の態容補正</li> </ul>

※平成 11 年、昼夜間人口比率要件を廃止。

平成 14 年、50 万以上の市について面積要件を廃止。

平成 18 年、50 万未満の市についても面積要件を廃止。

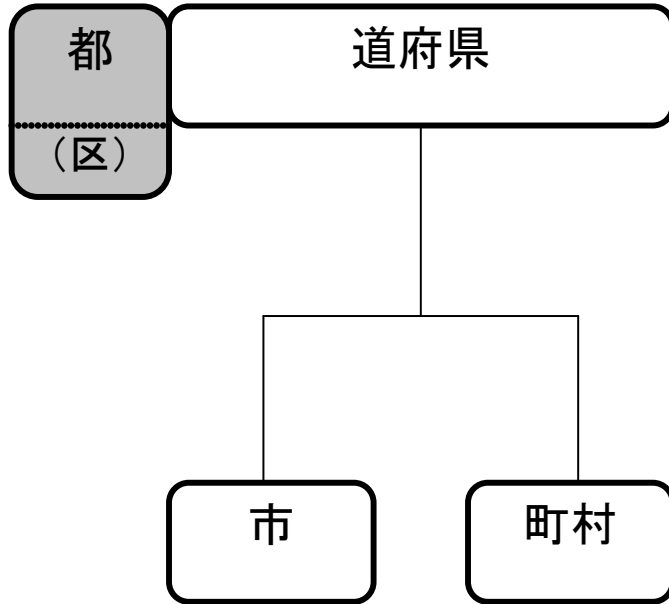
根拠法：「地方自治法」（第 252 条の 22）

## 特例市の特徴

対象となる市	人口 20 万以上の市の申請に基づき政令で指定
都道府県との関係	都道府県に包括される
特例の内容	<p><b>事務配分の特例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中核市が処理する事務のうち、都道府県が一体的に処理することがより効率的な事務などを除き、特例市が処理（除外される事務）</li> <li>・ 民生行政に関する事務</li> <li>・ 保健所の設置 など</li> </ul> <p><b>関与の特例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、関与の特例はない</li> </ul> <p><b>財政上の特例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通交付税の態容補正</li> </ul>

根拠法：「地方自治法」（第 252 条の 26 の 3）

# 東京都制(1943(昭和18)～1947(昭和22))



根拠法：「東京都制」

## 東京都制の特徴

### 特例の内容

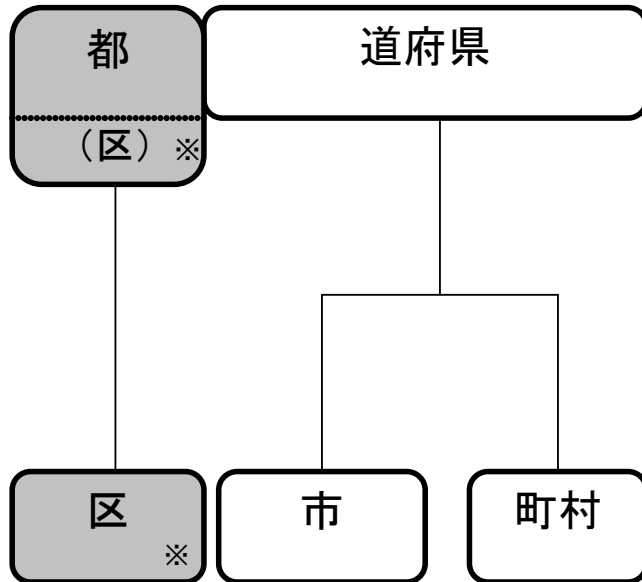
#### 事務配分の特例

- ・従来の東京府及び東京市の機能を併せ待つ

#### 組織の特例

- ・都の長は長官とする
- ・都議会議員の定数は100人に増員
- ・都の下級組織として区を置く
  - ・区は法人格を有する
  - ・区に議会が置かれる（区会議員は公選）
  - ・区長は知事による任命制（昭和21年廃止→公選）
  - ・区に課税権・起債権なし（昭和21年廃止）
  - ・区に条例・規則制定権なし（昭和21年廃止）

# 都区制度(1947(昭和22)～)



※区は平成10年地方自治法改正により「基礎的な地方公共団体」と規定された

根拠法：「地方自治法」(第281条)

## 都区制度の特徴

### 特例の内容

#### 事務配分の特例

- ・ 都は都道府県が処理する事務のほか
- ・ 特別区に関する連絡調整に関する事務
- ・ 市町村の事務のうち都が一体的に処理することが必要であると認められる事務(例：消防、上下水道)を処理
- ・ 一般廃棄物の処理の事務を都から区に移管(平成10年)

#### 組織の特例

- ・ 都区協議会の設置
- ・ 議会の議員の定数
- ・ 区長は公選制→昭和27年より任命制(区議会が都知事の同意を得て選任)→昭和49年より公選制復活

#### 財政上の特例

- ・ 都区財政調整制度、市町村民税(法人分)・固定資産税・特別土地保有税は都が課税 など